

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の取組について

今年1月18日に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」が公布されました。この条例は、手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して制定したものです。

手話は、手や指、体などの動き、また顔の表情を使った言語であり、聴覚障がいのある人にとっては、音声言語と同様に、意思を伝えたり、情報を取得するなど、重要なコミュニケーションの手段です。

聴覚障がいのある市民が安心して、手話を使ってコミュニケーションできる社会を実現するためには、手話は言語であるという認識に立って、市民一人ひとりが手話についての理解を深めることが大切であり、行政としても、社会生活や日常生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに向けて取り組んでいかなければなりません。

そのため、今年度、手話に関する施策の推進方針を策定していきます。既に、手話による窓口対応に取り組んでいる区役所もありますが、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策を着実に進め、それが本市の施策全体に広がるよう、しっかりと連携して取り組んでください。

平成28年6月1日
大阪市長 吉村 洋文